

私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会 資料分担保存協定

採択 1992年 5月18日

改正 2010年10月28日

（目的）

第1条 この協定は、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会（以下「協議会」という。）に所属する図書館（以下「加盟館」という。）の資料保存に関する負担を軽減するとともに、地区内での対象資料の保存を確実にし、その利用を円滑にすることを目的とする。

（参加）

第2条 加盟館はこの協定に参加することができる。

2 参加を希望する図書館は、協議会相互協力委員会（以下「委員会」という。）の委員長校に文書で連絡するものとする。

（対象とする資料）

第3条 分担保存の対象とする資料は、新聞および雑誌とする。

2 対象とする資料の特定は、参加館の協議による。

（保存の責任）

第4条 保存に責任を負う図書館は、当該資料を所蔵する参加館の協議によって決定する。

（欠号の補充）

第5条 参加館は、保存に責任を負う図書館に対して、欠号の補充に協力するものとする。

（リスト）

第6条 利用を円滑にするため、分担保存資料のリストを作成し、加盟館に公開する。

（利用）

第7条 分担保存されている資料の利用は、原則として閲覧または複写によるものとする。

（事務取扱）

第8条 この協定にもとづく分担保存の事務は相互協力委員会が行う。

（協定の改正）

第9条 この協定の改正は、協議会の議を経て行う。

付則

この協定は1992年 5月18日 採択された。

付則（2009年 4月24日 第6条改正）

この協定は、2009年 4月 1日から施行する。

付則（2010年10月28日 第2条、第8条改正）

この協定は、2011年 4月 1日から施行する。